目 次

津市規則

平成23年12月に支給する期末手当の特例に関する規則

平成22年12月に支給する期末手当の特例に関する規則を廃止する規則

津市運動施設の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

津市告示

市道路線の区域変更

市道路線の供用開始

放置自転車等の撤去及び保管

国民健康保険被保険者証の無効

平成24年産の麦に適用する単位当たり共済金額等

公示送達

公示送達

津市下水道排水設備指定工事店の指定

津市公告

一身田上津部田地区地区計画の案となるべき事項の縦覧

犬の抑留

犬の抑留

犬の抑留

平成23年11月分津市農用地利用集積計画の決定

犬の抑留

津市農業振興地域整備計画の変更

津市水道局告示

津市水道局指定給水装置工事事業者の指定

津市水道局公告

津市水道事業営業関連業務委託公募型プロポーザルの実施 建設工事等の事後審査型条件付き一般競争入札の執行

津市教育委員会公告

平成23年度津市任期付短時間勤務職員の採用試験実施

津市選挙管理委員会公告

選挙権を有する総数の50分の1の数及び6分の1の数並びに3分の1の数 選挙人名簿からの抹消者

津市監査委員告示

監査結果に係る措置通知の公表

監査結果の公表

※ 目次には、JIS第一・第二水準範囲内の文字を使用しています。

平成23年12月に支給する期末手当の特例に関する規則をここに公布する。 平成23年12月1日

津市長 前 葉 泰 幸

津市規則第43号

平成23年12月に支給する期末手当の特例に関する規則 (趣旨)

第1条 この規則は、津市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例 (平成23年津市条例第23号。以下「平成23年改正給与条例」という。) 附則第2条の規定による平成23年12月に支給する期末手当に関し必要な 事項を定めるものとする。

(減額改定対象職員となった者の平成23年改正給与条例附則第2条第1号 の給料等の月額の算定の基準となる日の特例)

第2条 平成23年改正給与条例附則第2条第1号の規則で定める日は、平成23年4月2日(同日から同年12月1日(同月に支給する期末手当について津市職員の給与に関する条例(平成18年津市条例第42号。以下「給与条例」という。)第32条第1項後段又は第41条第6項の規定の適用を受ける職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日。以下「基準日」という。)までの期間において新たに職員となった日がある場合は当該日(当該日が2以上あるときは、当該日のうち最も遅い日))から基準日までの期間における減額改定対象職員(同号に規定する減額改定対象職員をいう。以下同じ。)となった日のうち最も早い日とする。

(在職しなかった期間等がある職員の平成23年改正給与条例附則第2条第1号の月数の算定)

- 第3条 平成23年改正給与条例附則第2条第1号の規則で定める期間は、次に掲げる期間とする。
 - (1) 職員として在職しなかった期間
 - (2) 休職期間(地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「地公法」という。)第28条第2項の規定により休職にされていた期間(給料の全額を支給された期間を除く。)をいう。)、派遣期間(津市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例(平成18年津市条例第37号)第2条第1項の規定により派遣されていた期間(給料の全額を支給された期間を除

- く。)をいう。)、育児休業期間(地方公務員の育児休業等に関する法律 (平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。)第2条の規定 により育児休業をしていた期間をいう。)又は育児短時間勤務等期間(育 児休業法第10条第1項に規定する育児短時間勤務及び同法第17条の規 定による短時間勤務をしていた期間をいう。)
- (3) 停職期間(地公法第29条の規定により停職にされていた期間をいう。)
- (4) 育児休業法第19条第2項又は津市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成18年津市条例第34号)第16条第3項の規定により給与を減額された期間
- (5) 給与条例第38条の規定により給与を減額された期間
- (6) 減額改定対象職員以外の職員であった期間
- 2 平成23年改正給与条例附則第2条第1号の規則で定める月数は、平成2 3年4月からこの規則の施行の日の属する月の前月までの各月のうち次のいずれかに該当する月の数とする。
 - (1) 前項第1号、第2号、第4号又は第6号に掲げる期間のある月
 - (2) 前項第3号又は第5号に掲げる期間のある月(前号に該当する月を除く。)であって、その月について支給された給料の額が平成23年改正給与条例附則第2条第1号に規定する合計額に100分の0.37を乗じて得た額(第5条において「附則第2条第1号基礎額」という。)に満たないもの(減額改定対象職員の範囲)
- 第4条 平成23年改正給与条例附則第2条第1号に規定する「職員であって適用される給料表並びにその職務の級及び号給がそれぞれ次の表の給料表欄、職務の級欄及び号給欄に掲げるものであるもの」とは、適用される給料表並びにその職務の級及び号給がそれぞれ同号の表の給料表欄、職務の級欄及び号給欄に掲げる者のうち、給与条例附則第9項の規定の適用を受けず、かつ、津市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成18年津市条例第298号)附則第7条の規定の適用を受けない職員とする。

(端数計算)

第5条 附則第2条第1号基礎額又は平成23年改正給与条例附則第2条第2 号に掲げる額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとす る。

(委任)

第6条 この規則に定めるもののほか、平成23年12月に支給する期末手当

の特例の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

平成22年12月に支給する期末手当の特例に関する規則を廃止する規則をここに公布する。

平成23年12月1日

津市長 前 葉 泰 幸

津市規則第44号

平成22年12月に支給する期末手当の特例に関する規則を廃止する規則

平成22年12月に支給する期末手当の特例に関する規則(平成22年津市規則第47号)は、廃止する。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

津市運動施設の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則を ここに公布する。

平成23年12月5日

津市長 前 葉 泰 幸

津市規則第45号

津市運動施設の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規 則

津市運動施設の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (平成20年津市規則第23号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第15条」を「第25条」に改める。

第2条第2項を次のように改める。

2 前項に定める期間のほかに、津市民プールにあっては、毎月の第2火曜日 を休業日とする。

第18条を第20条とし、第17条の次に次の2条を加える。

(指定管理者の指定の申請)

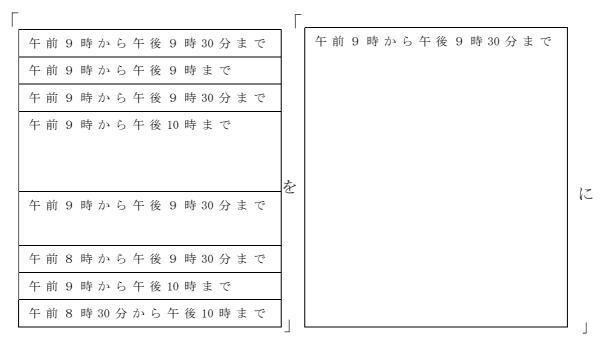
- 第18条 条例第18条の規定により指定管理者の指定を受けようとする者は、 運動施設指定管理者指定申請書(第9号様式)を市長に提出しなければなら ない。
- 2 条例第18条第4号の市長が必要と認める書類とは、次に掲げる書類とする。
 - (1) 定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類
 - (2) 登記事項証明書(法人に限る。)
 - (3) 国税及び地方税の納税証明書
 - (4) その他市長が必要と認める書類

(指定管理者に管理を行わせる場合における規定の適用)

第19条 条例第15条の規定により指定管理者に運動施設の管理を行わせる場合においては、第16条及び第17条の規定は適用せず、第2条第3項、第3条、第4条第1項及び第3項、第5条第1項から第3項まで、第6条から第11条まで、第12条第2項並びに第15条並びに第1号様式から第8号様式までの規定の適用については、第2条第3項及び第3条中「市長が運動施設の管理上特に必要があると認めるときは」とあるのは「指定管理者が

必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て」と、第4条第1 項及び第3項、第5条第1項から第3項まで、第6条から第9条まで、第1 0条第2項、第11条、第12条第2項並びに第15条中「市長」とあるの は「指定管理者」と、第9条(見出しを含む。)及び第10条(見出しを含 む。)並びに第1号様式、第7号様式及び第8号様式中「使用料」とあるの は「利用料金」と、第9条及び第7号様式中「運動施設使用料減免申請書」 とあるのは「運動施設利用料金減免申請書」と、第10条第2項及び第8号 様式中「運動施設使用料還付申請書」とあるのは「運動施設利用料金還付申 請書」と、第1号様式、第2号様式及び第6号様式から第8号様式までの規 定中「(あて先)津市長」とあるのは「(あて先)津市(名 称)指定 管理者」と、第1号様式中「施設使用料」とあるのは「施設利用料金」と、 「設備器具使用料」とあるのは「設備器具利用料金」と、第3号様式中「津 市長 (氏 名) 印」とあるのは「津市(名 称)指定管理者 L囙」」と、第4号様式及び第5号様式中「津市」とあるのは「津市(名 称)指定管理者」と、第7号様式中「差引使用料」とあるのは「差引利用 料金」とする。

別表体育館の項中



改め、同表プールの項中「、及び」を「並びに健康トレーニング室及び体育室 を使用するときは午後8時、」に改め、「、それぞれ午後8時及び」を削り、 同表野球場等の項中 午前9時(6月1日から8月31日までの期間にあっては、午前7時)から午後9時まで

を

に

- 1 午前9時(6月1日から8月31日までの期間にあっては、午前7時)から午後9時まで
- 2 午後5時30分から午後9時までの使用ができる期間は、4月 1日から11月30日までの期間において、市長が定める期間と する。

改める。

第2号様式を次のように改める。

パターゴルフ場等会員登録申込書

年 月 日

(あて先) 津市長

(〒) 住 所 申込者 氏 名 電 話

次のとおり(名 称)の会員使用の登録を受けたいので申し込みます。

登	録	日			2	年	月	日				
会	員の種	類	1	一般会員	2	特別	引会員					
フ	リ ガ	ナ							1	生別:	コー	13
氏		名							男	1	女	2
住		所										
生	年 月	日			年	月	日	自 宅電 話				
勤	務	先						勤務先電 話				
学	校	名						保護者 氏 名				

第8号様式の次に次の1様式を加える。

運動施設指定管理者指定申請書

年 月 日

(あて先) 津市長

(〒) 所在地 申請者 名 称 代表者氏名 (印)

津市(名 称)に係る指定管理者として指定を受けたいので、関係書類を添えて 申請します。

添付書類

- (1) 津市(名 称)の管理に係る事業計画書
- (2) 津市(名 称)の管理に係る収支計画書
- (3) 申請者の経営状況を説明する書類
- (4) 定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類
- (5) 登記事項証明書(法人に限る。)
- (6) 国税及び地方税の納税証明書
- (7) その他市長が必要と認める書類

附則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。
 - (経過措置)
- 2 この規則の施行前に改正前の津市運動施設の設置及び管理に関する条例施 行規則の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれ改正後の 津市運動施設の設置及び管理に関する条例施行規則の規定によりなされた処 分、手続その他の行為とみなす。
- 3 市長は、この規則の施行の日前においても、運動施設に係る指定管理者の 指定に必要な準備行為を行うことができる。

津市告示第241号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更した。

その関係図面は、津市建設部建設政策課において、告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成23年12月5日

津市長 前 葉 泰 幸

1 路線名 4201 八町押加部町第1号線道路の区域

区域	新旧の別	幅員 (m)	延長(m)
津市八町三丁目 328 番地先から	П		
津市八町三丁目 328番2地先まで	日	15.0~20.0	22.4
津市八町三丁目 328 番地先から	立に		
津市八町三丁目 328 番 2 地先まで	新	20.0	22.4

2 路線名 4201 八町押加部町第1号線道路の区域

区域	新旧の別	幅員 (m)	延長(m)
津市八町三丁目 187番 113 地先から	III		
津市八町三丁目 187番 112 地先まで	日	5.5~20.0	22. 2
津市八町三丁目 187番 113 地先から	立亡		
津市八町三丁目 187番 112 地先まで	新	20.0~23.5	22. 2

津市告示第242号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始した。

その関係図面は、津市建設部建設政策課において、告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成23年12月5日

津市長 前 葉 泰 幸

整理番号	路線名	供用開始の区間	供用開始
2 生催り			年月日
		津市八町三丁目	
4 2 0 1	 八町押加部町第1号線	328番地先から	平成23年
4201	八四月中川市四, 宋 1 夕 脉	津市八町三丁目	12月6日
		328番2地先まで	
		津市八町三丁目	
4901	 八町押加部町第1号線	187番113地先から	平成23年
4 2 0 1	八門7中加部門第1万隊	津市八町三丁目	12月6日
		187番112地先まで	

津市告示第243号

津市自転車等の放置の防止に関する条例第12条第2項、第13条第2項及び第14条の規定に基づき撤去し、保管している自転車等について、同条例第16条第2項の規定により次のとおり告示する。

平成23年12月6日

津市長 前 葉 泰 幸

1 放置されていた場所、台数及び撤去した年月日

放置されていた場所	台数	撤去した年月日
本町地内	1	平成23年11月 4日
河芸町中瀬地内	1	平成23年11月10日
江戸橋駅東公共自転車等駐車場	6 0	平成23年11月16日
江戸橋駅自転車等仮設駐車場	7 1	平成23年11月16日
津駅周辺自転車等放置禁止区域	1	平成23年11月17日
江戸橋駅東公共自転車等駐車場	3 7	平成23年11月17日
南が丘地内	1	平成23年11月17日
津駅周辺自転車等放置禁止区域	4	平成23年11月18日
久居駅周辺自転車等放置禁止区域	1	平成23年11月18日
津駅周辺自転車等放置禁止区域	2	平成23年11月22日
津新町駅周辺自転車等放置禁止区域	1	平成23年11月22日
久居新町地内	1 1	平成23年11月22日
久居井戸山町地内	2	平成23年11月22日
久居野村町地内	2	平成23年11月22日
津新町駅周辺自転車等放置禁止区域	1	平成23年11月24日
下弁財町津興地内	1	平成23年11月24日
芸濃町椋本地内	1	平成23年11月24日
津駅周辺自転車等放置禁止区域	2	平成23年11月25日
津新町駅周辺自転車等放置禁止区域	3	平成23年11月28日
久居駅周辺自転車等放置禁止区域	1	平成23年11月28日
南が丘地内	1	平成23年11月28日
津駅周辺自転車等放置禁止区域	2	平成23年11月29日
津駅周辺自転車等放置禁止区域	1	平成23年11月30日

久居駅周辺自転車等放置禁止区域	1	平成23年11月30日
-----------------	---	-------------

2 保管期間

告示の日から90日間

3 連絡先

垂水自転車等保管庫

059 - 222 - 6307

津市告示第244号

下記に係る国民健康保険被保険者証は無効であることを告示する。 平成23年12月6日

津市長 前 葉 泰 幸

記

国民健康保険被保険者証

記号番号	交付年月日	無効となった日
9 1 4 1 6 6 6	平成23年10月1日	平成23年11月14日
0 2 3 2 5 3 8	平成23年10月1日	平成23年11月28日

津市告示第245号

平成24年産の麦に適用する単位当たり共済金額等を、津市農業共済条例(平成18年津市条例第185号)第37条第2項の規定により次のとおり告示する。

平成23年12月8日

津市長 前 葉 泰 幸

農作物共済 (麦) 共済掛金率等一覧表

展 I 700 7	101 (24)	\\ 1\H 1.		一	<u> </u>		
農作物 共済の目 類等	農作物共活別	農作物共済の種 別		第 107 条第4項の 定による危険段階	単位当たり共済 金額 (円/kg)	共済掛金率	共済加入 者負担共 済掛金率
麦 1 類	法条第規金済す物第1号すを額農済	100 分の 30	2	危済(い出産産害) と と と と と に は に は に に に に に に に に に に に に に	交付農業者 ●パン・中華麺 191 円 ●パン・中華麺以外 144 円 交付農業者以外 46 円 種子用麦 173 円	9.843 8.914	4.636053
			2	要領により 見により 見により 見により 見により 見により 見により 見により 見により 見により 見い のをでのをの被害 率の平均が 8.0% 以上 10.0 未満の 農作物共済加入 者		8.914	4.198494
			3	要領により算出 した平成 10 年産 から平成 20 年産 までの麦の被害 率の平均が 3.0% 以上 8.0 未満の農 作物共済加入者		7.667	3.611157
			4	要領により算出した平成 10 年産から平成 20 年産までの麦の被害率の平均が0.001%以上 3.0		6.163	2.902773

 	1					
			未満の農作物共			
	-	_	済加入者		F 400	0.575000
		5	要領により算出した平成 10 年産		5.469	2.575899
			から平成 20 年産			
			までの麦の被害			
			率の平均が			
			0.001%未満の農			
			作物共済加入者			
	<u> </u>		平成 21 年産の麦		7.291	3.434061
			以後新たに共済		1.201	0.101001
			関係の存するこ			
			ととなる者			
	100	1	要領により算出	同上	7.217	3.449726
	分の		した平成 10 年産			
	40		から平成 20 年産			
			までの麦の被害			
			率の平均が 10%			
			以上の農作物共			
			済加入者			
		2	要領により算出		6.536	3.124208
			した平成 10 年産			
			から平成 20 年産			
			までの麦の被害			
			率の平均が 8.0%			
			以上 10.0 未満の			
			農作物共済加入			
			者			
		3	要領により算出		5.622	2.687316
			した平成 10 年産			
			から平成 20 年産			
			までの麦の被害			
			率の平均が 3.0%			
			以上 8.0 未満の農			
			作物共済加入者			
		4	要領により算出		4.519	2.160082
			した平成 10 年産			
			から平成 20 年産			
			までの麦の被害			
			率の平均が			
			0.001%以上 3.0			
			未満の農作物共			
	-	_	済加入者		4.010	1.010700
		5	要領により算出		4.010	1.916780
			した平成 10 年産			
			から平成 20 年産 までの麦の被害			
			率の平均が			
			平切十岁か			

I			0 0 0 1 0 / 1 / 1 / 1 0 #			
			0.001%未満の農			
			作物共済加入者		× 0.40	0.777000
			平成 21 年産の麦		5.346	2.555388
			以後新たに共済			
			関係の存するこ			
			ととなる者			
	100	1	要領により算出	同上	4.890	2.400990
	分の		した平成 10 年産			
	50		から平成 20 年産			
			までの麦の被害			
			率の平均が 10%			
			以上の農作物共			
			済加入者			
		2	要領により算出		4.428	2.174148
			した平成 10 年産			
			から平成 20 年産			
			までの麦の被害			
			率の平均が 8.0%			
			以上 10.0 未満の			
			農作物共済加入			
			者			
		3	要領により算出		3.809	1.870219
			した平成 10 年産			
			から平成 20 年産			
			までの麦の被害			
			率の平均が 3.0%			
			以上 8.0 未満の農			
			作物共済加入者			
		4	要領により算出		3.062	1.503442
		1	した平成 10 年産		5.002	1.000112
			から平成 20 年産			
			までの麦の被害			
			率の平均が			
			0.001%以上 3.0			
			未満の農作物共			
			済加入者			
		5	要領により算出		2.717	1 224047
		Э			2.111	1.334047
			した平成 10 年産			
			から平成20年産			
			までの麦の被害			
			率の平均が			
			0.001%未満の農			
			作物共済加入者		0.000	1 ==0 100
			平成 21 年産の麦		3.622	1.778402
			以後新たに共済			
			関係の存するこ			
X.1 &			ととなる者			
法第 106	100	1	要領により算出	同上	10.829	5.078801
l	1	·	1	1		

 	I I					
条第1項	分の		した平成 10 年産			
第2号に	20		から平成 20 年産			
規定する			までの麦の被害			
金額を共			率の平均が 10%			
済金額と			以上の農作物共			
する農作			済加入者			
物共済		2	要領により算出		9.807	4.599483
			した平成 10 年産			
			から平成 20 年産			
			までの麦の被害			
			率の平均が 8.0%			
			以上 10.0 未満の			
			農作物共済加入			
			者			
		3	要領により算出		8.435	3.956015
		U	した平成 10 年産		0.400	0.000010
			から平成 20 年産			
			 までの麦の被害			
			本 (の 及 の 板 音 本 の 平 均 が 3.0 %			
			以上 8.0 未満の農			
			作物共済加入者		0.500	0.150000
		4	要領により算出		6.780	3.179820
			した平成 10 年産			
			から平成 20 年産			
			までの麦の被害			
			率の平均が			
			0.001%以上 3.0			
			未満の農作物共			
			済加入者			
		5	要領により算出		6.017	2.821973
			した平成 10 年産			
			から平成 20 年産			
			までの麦の被害			
			率の平均が			
			0.001%未満の農			
			作物共済加入者			
	İ		平成 21 年産の麦		8.021	3.761849
			以後新たに共済			
			関係の存するこ			
			ととなる者			
	100	1	要領により算出	同上	6.927	3.318033
	100 分の	T	女 頃 に よ り 昇 田 した 平成 10 年産	I러스	0.041	3.510000
	30		から平成 10 年産 から平成 20 年産			
			までの麦の被害			
			率の平均が 10%			
			以上の農作物共			
			済加入者		0.050	0.004505
		2	要領により算出		6.273	3.004767

1						
			した平成 10 年産			
			から平成 20 年産			
			までの麦の被害			
			率の平均が 8.0%			
			以上 10.0 未満の			
			農作物共済加入			
			者			
		3	要領により算出		5.396	2.584684
		_	した平成 10 年産			
			から平成 20 年産			
			までの麦の被害			
			率の平均が 3.0%			
			以上 8.0 未満の農			
			作物共済加入者			
		1	要領により算出		4.337	2.077423
		4			4.557	2.077423
			した平成 10 年産			
			から平成20年産			
			までの麦の被害			
			率の平均が			
			0.001%以上 3.0			
			未満の農作物共			
			済加入者			
		5	要領により算出		3.849	1.843671
			した平成 10 年産			
			から平成 20 年産			
			までの麦の被害			
			率の平均が			
			0.001%未満の農			
			作物共済加入者			
	İ		平成 21 年産の麦		5.131	2.457749
			以後新たに共済			
			関係の存するこ			
			ととなる者			
	100	1	要領により算出	同上	4.181	2.082138
	100 分の	_	した平成 10 年産	1.4 1.	1,101	2.002100
	$\begin{vmatrix} 3 & 3 \\ 40 \end{vmatrix}$		から平成 20 年産			
	10		よでの麦の被害			
			までの友の被害 率の平均が 10%			
			以上の農作物共			
			済加入者		0.500	1.007.400
		2	要領により算出		3.786	1.885428
			した平成 10 年産			
			から平成 20 年産			
			までの麦の被害			
			率の平均が 8.0%			
			以上 10.0 未満の			
			農作物共済加入			
<u></u>	<u> </u>		者			
						La contraction de la contracti

		3	要領により算出		3.257	1.621986
			した平成 10 年産			
			から平成 20 年産			
			までの麦の被害			
			率の平均が 3.0%			
			以上 8.0 未満の農			
			作物共済加入者			
		4	要領により算出		2.618	1.303764
			した平成 10 年産			
			から平成 20 年産			
			までの麦の被害			
			率の平均が			
			0.001%以上 3.0			
			未満の農作物共			
			済加入者			
		5	要領により算出		2.323	1.156854
			女 陨 に よ り 鼻 田 し た 平 成 10 年 産		2.020	1.100004
			から平成 20 年産			
			よでの麦の被害			
			率の平均が			
			l '			
			0.001%未満の農			
			作物共済加入者		2.00=	1 7 10000
			平成 21 年産の麦		3.097	1.542306
			以後新たに共済			
			関係の存するこ			
			ととなる者			
法第 106	1	1	要領により算出	同上	14.899	6.913136
条第1項	分の		した平成 10 年産			
第3号に	10		から平成 20 年産			
規定する			までの麦の被害			
金額を共			率の平均が 10%			
済金額と			以上の農作物共			
する農作			済加入者			
物共済		2	要領により算出		13.493	6.260752
			した平成 10 年産			
			から平成 20 年産			
			までの麦の被害			
			率の平均が 8.0%			
			以上 10.0 未満の			
			農作物共済加入			
			者			
		3	要領により算出		11.605	5.384720
			した平成 10 年産		11.000	3.301120
			から平成 20 年産			
			までの麦の被害			
			本 (の 及 の 板 音 率 の 平 均 が 3.0 %			
			以上 8.0 未満の農			
	<u> </u>		作物共済加入者			

		4	要領により算出		9.329	4.328656
			した平成 10 年産			
			から平成 20 年産			
			までの麦の被害			
			率の平均が			
			0.001%以上 3.0			
			未満の農作物共			
			済加入者			
		5	要領により算出		8.278	3.840992
			した平成 10 年産			
			から平成 20 年産			
			までの麦の被害			
			率の平均が			
			0.001%未満の農			
			作物共済加入者			
			平成 21 年産の麦		11.036	5.120704
			以後新たに共済			
			関係の存するこ			
			ととなる者			
	100	1	要領により算出	同上	10.297	4.839590
	分の	_	した平成 10 年産			
	20		から平成 20 年産			
			までの麦の被害			
			率の平均が 10%			
			以上の農作物共			
			済加入者			
		2	要領により算出		9.325	4.382750
			した平成 10 年産		0.020	1.0000
			から平成 20 年産			
			までの麦の被害			
			率の平均が 8.0%			
			以上 10.0 未満の			
			農作物共済加入			
			者			
		3	要領により算出		8.020	3.769400
		J	女 傾 に よ り 鼻 田 し た 平 成 10 年 産		0.020	0.100400
			から平成 20 年産			
			までの麦の被害			
			本 (の 及 の 板 音 本 の 平均 が 3.0 %			
			以上 8.0 未満の農			
			少工 8.0 不高の展 作物共済加入者			
		4	要領により算出		6.447	3.030090
		4	安 限 に よ り 昇 山 し た 平 成 10 年 産		0.447	J.030030
			から平成 10 年産 から平成 20 年産			
			までの麦の被害			
			率の平均が			
			0.001%以上 3.0			
			未満の農作物共			

	汶	·加入者			
			<u> </u>		
5		領により算出		5.721	2.688870
		た平成 10 年産			
		ら平成 20 年産			
		での麦の被害			
		この 平 均 が 001%未満の農			
		001 % 未 価 の 展 :物 共 済 加 入 者			
<u> </u>	_	成 21 年産の麦		7.627	3.584690
	1 '	後新たに共済		1.021	0.004030
		係の存するこ			
		となる者			
100 1		<u>- こ 5 5 1</u> ! 領 に よ り 算 出	同上	6.535	3.143335
分の	- 1	た平成 10 年産			
30		ら平成 20 年産			
	- 1	での麦の被害			
	率	5の平均が 10%			
	以	、上の農作物共			
	_	加入者	<u> </u>		
	- 1	領により算出		5.919	2.847039
		た平成 10 年産			
		ら平成 20 年産			
	- 1	での麦の被害			
		5の平均が 8.0%			
		上 10.0 未満の			
	- 1	作物共済加入			
	者		<u> </u>	F 001	0.440771
3	- 1	孫領により算出 た平成 10 年産		5.091	2.448771
		から平成 20 年産			
	- 1	での麦の被害			
		5の平均が 3.0%			
		(上 8.0 未満の農			
	1 '	物共済加入者			
4		領により算出		4.092	1.968252
		た平成 10 年産		- '	
		ら平成 20 年産			
	ま	での麦の被害			
	率	め 平 均 が			
		001%以上 3.0			
		満の農作物共			
	_	加入者	<u> </u>		
5		領により算出		3.631	1.746511
		た平成 10 年産			
		ら平成 20 年産			
		での麦の被害			
		の平均が			
	0.	001%未満の農			

			作物共済加入者			
			平成 21 年産の麦 以後新たに共済 関係の存するこ ととなる者		4.841	2.328521
法 第 3 3 3 1 3 1 2 3 4 3 4 3 4 3 4 3 4 3 4 3 4 3 4 3 4 3	100 分の 90	1	要領により算出した平成 10 年産から平成 20 年産までの麦の被害率の平均が 10%以上の農作物共済加入者		13.975	6.484400
作物共済	2	2	要領により算出 した平成 10 年産 から平成 20 年産 までの麦の被害 率の平均が 8.0% 以上 10.0 未満の 農作物共済加入 者		12.656	5.872384
	5	3	要領により算出 した平成 10 年産 から平成 20 年産 までの麦の被害 率の平均が 3.0% 以上 8.0 未満の農 作物共済加入者		10.886	5.051104
	4	4	要領により算出 した平成 10 年産 から平成 20 年産 までの麦の被害 率 の 平 均 が 0.001%以上 3.0 未満の農作物共 済加入者		8.750	4.060000
		5	要領により算出 した平成 10 年産 から平成 20 年産 までの麦の被害 率 の 平 均 が 0.001%未満の農 作物共済加入者		7.765	3.602960
			平成 21 年産の麦 以後新たに共済 関係の存するこ ととなる者		10.352	4.803328
	100 1 分の	1	要領により算出した平成 10 年産	_	9.504	4.476384

Г			2 2 3 5 2 1 1 1 1	<u> </u>		
	80		から平成 20 年産			
			までの麦の被害			
			率の平均が 10%			
			以上の農作物共			
			済加入者			
	2	2	要領により算出		8.607	4.053897
			した平成 10 年産			
			から平成 20 年産			
			までの麦の被害			
			率の平均が 8.0%			
			以上 10.0 未満の			
			農作物共済加入			
			者			
	3	2	要領により算出		7.403	3.486813
		1			7.405	3.400013
			した平成 10 年産			
			から平成 20 年産			
			までの麦の被害			
			率の平均が 3.0%			
			以上 8.0 未満の農			
			作物共済加入者			
	4	1	要領により算出		5.951	2.802921
			した平成 10 年産			
			から平成 20 年産			
			までの麦の被害			
			率の平均が			
			0.001%以上 3.0			
			未満の農作物共			
			済加入者			
	5	5	要領により算出		5.281	2.487351
			した平成 10 年産		J. _ J1	
			から平成 20 年産			
			までの麦の被害			
			率の平均が			
			9.001%未満の農			
		4	作物共済加入者		7.040	0.015040
			平成 21 年産の麦		7.040	3.315840
			以後新たに共済			
			関係の存するこ			
			ととなる者			
	100 1	L	要領により算出		6.973	3.340067
	分の		した平成 10 年産			
	70		から平成 20 年産			
			までの麦の被害			
			率の平均が 10%			
			以上の農作物共			
			済加入者			
	2	2	要領により算出		6.315	3.024885
		-	した平成 10 年産		3.310	3.0 2 1000
			ンルール 10 十座			

	<u> </u>		1) A TEL CO 4-4			
				から平成 20 年産			
				までの麦の被害			
				率の平均が 8.0%			
				以上 10.0 未満の			
				農作物共済加入			
				者			0.004.115
			3	要領により算出		5.431	2.601449
				した平成 10 年産			
				から平成20年産			
				までの麦の被害			
				率の平均が 3.0%			
				以上 8.0 未満の農			
			4	作物共済加入者		4.000	0.001014
			4	要領により算出		4.366	2.091314
				した平成 10 年産			
				から平成 20 年産			
				までの麦の被害			
				率の平均が			
				0.001%以上 3.0			
				未満の農作物共 済加入者			
			5	要領により算出		3.874	1.855646
			5			3.874	1.899646
				した平成 10 年産 から平成 20 年産			
				から平成 20 年産 までの麦の被害			
				率の平均が			
				4 0 4 均 加 0.001%未満の農			
				0.001 /3 /木 個 の 展 作物共済加入者			
				平成 21 年産の麦		5.165	2.474035
				以後新たに共済		0.100	2.717000
				関係の存するこ			
				ととなる者			
麦2類	法第 106	100			交付農業者	7.291	3.434061
	条第1項	分の			129 円	,, <u>=</u> 01	3.101001
	第1号に	30			交付農業者以外		
	規定する	100			31円	5.346	2.555388
	金額を共	分の			ビール用麦	3.313	
	済金額と	40			129 円		
	する農作	100			種子用麦	3.622	1.778402
	物共済	分の			164 円		
		50					
	法第 106	100			同上	8.021	3.761849
	条第1項	分の					
	第2号に	20					
	規定する	100				5.131	2.457749
	金額を共	分の					
	, ,	30					
1	1				<u> </u>		ii

	7-4- A 4 7	100	T		0	
	済金額と	100			3.097	1.542306
	する農作	分の				
	物共済	40				
	法第 106	100		同上	11.036	5.120704
	条第1項	分の				
	第3号に	10				
	規定する	100		1	7.627	3.584690
	金額を共	分の				
	済金額と	20				
	する農作	100			4.841	2.328521
	物共済	分の				
	加州併	30				
	法第 150	100		_	10.352	4.803328
	条の3の	分の				
	3第1項	90				
	に規定す	100			7.040	3.315840
	る金額を	分の				
	共済金額	80				
	とする農	100			5.165	2.474035
	作物共済	分の				
<u> </u>		70		1, 1, 1, 1, 1, 1, 1, 1, 1, 1, 1, 1, 1, 1		
麦3類	法第 106	100		交付農業者	7.291	3.434061
	条第1項	分の		148円		
	第1号に	30		交付農業者以外	<u> </u>	0.55
	規定する	100		35 円	5.346	2.555388
	金額を共	分の		種子用麦		
	済金額と	100		147 円	0.000	1 550400
	する農作	100			3.622	1.778402
	物共済	分の 50				
	计 竺 100				0.001	9.701040
	法第 106	100		同上	8.021	3.761849
	条第1項	分の 20				
	第2号に	100		+	5.131	2.457749
	規定する	100 分の			0.101	4.401148
	金額を共	$\begin{vmatrix} jj & 0j \\ 30 \end{vmatrix}$				
	済金額と	100		1	3.097	1.542306
	する農作	分の			3.001	1.012000
	物共済	40				
	法第 106	100		同上	11.036	5.120704
	条第1項	分の		1. 4.1.	11.000	0.120.01
	第3号に	10				
	規定する	100		1	7.627	3.584690
	金額を共	分の				
	済金額と	20				
	する農作	100			4.841	2.328521
	物共済	分の				
	沙木伢	30				
L		I	l	1	<u> </u>	

接第 150		沙笠 150	100	 <u> </u>	10.050	4.000000
3 第 1 項 100			l I	_	10.352	4.803328
たり			1			
表金額を 分の 共済金額 80 とする農		i		<u> </u> 	7.040	0.015040
表 4 類 法第 106 100			1 1		7.040	3.315840
大き 大き 大き 大き 大き 大き 大き 大き						
表 4 類 法第 106 100 交付農業者 164 円 交付農業者以外 45 円 を		共済金額				
大学 大学 大学 大学 大学 大学 大学 大学		とする農	l I		5.165	$ \ 2.474035\ $
麦4類 法第106 条第1項 別定する 金額を共 済金額と 物共済 100 分の 50 交付農業者 (40) 分の 方の農作 物共済 7.291 (5.346) 3.434061 法第106 次第1項 別定する 金額を共 済金額と 対方の額 第2号に 規定する 金額を共 分の 済金額と する農作 物共済 100 分の 40 同上 8.021 (5.131) 3.622 (7.78402) 1.778402 法第106 物共済 100 分の 40 同上 8.021 (5.131) 3.622 (7.78402) 1.778402 法第106 物共済 100 分の 40 100 (7.627) 3.522 (7.78402) 1.778402 本額を共 分の 済金額と する機能と する機能と 物共済 100 分の 30 11.036 (7.627) 5.120704 法第150 分の 3 第1項 90 に規定す る金額を 大分の 4.841 2.328521 大第150 分の 3 第1項 90 に規定する 金額を 大分の 大方金額 とする農 (6) 分の 大方の 70 10.352 (7.040) 4.803328 (7.040) 麦5類 法第160 (作物共済 分の 70 100 (7.040) 3.315840 (7.040) 麦5類 法第160 (7.040) 100 (7.040) 3.434061 麦5類 法第160 (7.040) 100 (7.040) 3.434061		作物共済				
条第1項			70			
第1号に 30	麦4類	法第 106	100	交付農業者	7.291	3.434061
第1号に 30			分の	164 円		
規定する			30	交付農業者以外		
金額を共 済金額と する農作 物共済 50			100		5.346	2.555388
済金額と			分の	· ·		
大きの機性 100 分の			l I			
物共済				17011	3.622	1.778402
100 10			1			
接第 106		物共併	1 1			
条第1項 第2号に 規定する 金額を共 済金額と する農作 物共済 分の 分の 40 5.131 2.457749 法第106 条第1項 第3号に 規定する 金額を共 方金額と する農作 物共済 100 分の 20 同上 11.036 5.120704 技第150 分の 30 100 分の 30 7.627 3.584690 法第150 分の 30 100 分の 30 4.841 2.328521 本第1項 90 100 分の 3第1項 90 100 人分の 3第1項 90 100 7.040 3.315840 大分の 共済金額 とする農 作物共済 70 100 分の 70 5.165 2.474035 表5類 条第1項 分の 70 法第106 分の 70 一 7.291 3.434061		注答 106		同上	Q 091	2 761240
第2号に 規定する 会額を共済金額とする農作 物共済 100 分の 30			l I	IHJ	0.021	3.701049
規定する 会額を共 済金額と する農作 物共済 100 分の 40						
金額を共 分の 済金額と する農作 物共済 100 条第1項 分の 第3号に 100 最額を共 分の 済金額と 方る農作 物共済 20 方る農作 物共済 30 を額を共 分の 済金額と 方の農作 物共済 30 を額を共 分の 30 法第150 100 多の3 第1項 90 に規定する金額を 大方の共済金額 20 方のと 3 第1項 90 に規定する金額を 大方の共済金額 20 方のの 3 第1項 90 に規定する金額を 大方の共済金額 80 とする農 100 人のの 3 第1項 90 に規定する金額を 大方の 大方の 大方の 大方の 大方の 大方の 大方の 大方の 大方の 大方の		l			F 101	0.455540
済金額と 100 100 3.097 1.542306 3.097 1.542306 3.097 1.542306 3.097 1.542306 3.097 1.542306 3.097 1.542306 3.097 1.542306 3.097 1.542306 3.097 1.542306 3.097 1.542306 3.097 3.584690 3.584690 3.584690 3.584690 4.841 2.328521 3.584690 4.841 2.328521 3.584690 3.097 3.584690 3.097			l I		0.131	2.457749
大き農作物共済			1			
物共済 分の 40		済金額と		1		1 7 10000
本学的 40		する農作	1 1		3.097	1.542306
法第 106		物共済				
条第1項 第3号に 100 100 7.627 3.584690 規定する 20 分の 済金額と する農作 物共済 30 100 4.841 2.328521 法第 150 分の 30 子の 3 第 1 項 に規定す 100 る金額を 分の 共済金額 80 とする農 作物共済 分の 70 7.040 3.315840 麦 5 類 法第 106 条第 1 項 分の 100						
第3号に 10		法第 106	100	同上	11.036	5.120704
規定する 金額を共 済金額と する農作 物共済		条第1項	分の			
金額を共 済金額と する農作 物共済 20 法第 150 100 条の 3 の 分の 3 第 1 項 90 に規定す 100 る金額を 分の 共済金額 80 とする農 100 作物共済 分の 70 麦 5 類 法第 106 条第 1 項 分の		第3号に	10			
金額を共済金額とする農作物共済 分の 30 法第 150 分の 30 一 10.352 4.803328 法第 150 分の 3 第 1 項 90 一 7.040 3.315840 に規定す 3金額を 分の 共済金額 とする農作物共済 分の 70 分の 70 麦 5 類 法第 106 条第 1 項 分の 一 7.291 3.434061		規定する	100		7.627	3.584690
済金額と する農作 物共済 100 分の 30 4.841 2.328521 法第 150 条の3の 3第1項 に規定す る金額を 分の 共済金額 とする農 作物共済 100 分の 80 — 10.352 4.803328 麦 5類 法第 106 条第 1 項 分の 70 — 7.040 3.315840 麦 5類 法第 106 条第 1 項 一 7.291 3.434061			分の			
する農作物共済 100分の30 法第 150			20			
物共済 分の 30 一 10.352 4.803328 法第 150 条の3の 3第1項 に規定す る金額を 分の 共済金額 とする農 作物共済 70 100 7.040 3.315840 麦5類 法第 106 条第1項 分の 70 一 7.291 3.434061			100		4.841	2.328521
大学 30			分の			
条の3の 3第1項 に規定す る金額を 大分の 共済金額 とする農 作物共済 70 100 分の 70 7.040 3.315840 麦5類 法第106 条第1項 100 分の 70 - 7.291 3.434061		100 / 1/1	30			
条の3の 3第1項 に規定す る金額を 大分の 共済金額 とする農 作物共済 70 100 分の 70 7.040 3.315840 麦5類 法第106 条第1項 100 分の 70 - 7.291 3.434061		法第 150	100	_	10.352	4.803328
3第1項に規定する金額を分の共済金額とする農作物共済のである。 100			l I		10.002	1.005020
に規定する金額を 共済金額 とする農 作物共済 7.040 7.040 3.315840 表5類 法第106 条第1項 100 分の 70 - 7.040 3.315840 7.040 3.315840 - - 7.040 3.315840 7.040 3.315840 - - 7.291 3.434061		l :				
る金額を 共済金額 とする農 作物共済 70 分の 70 5.165 2.474035 麦 5 類 条第 1 項 分の 法第 106 条第 1 項 分の 100 条第 1 項 分の 一 7.291 3.434061				1	7.040	0.015040
共済金額 とする農 100 作物共済 分の 70 5.165 2.474035 麦 5 類 法第 106 条第 1 項 分の 一 7.291 3.434061			l I		7.040	3.315840
とする農作物共済 300						
作物共済 分の 70 麦 5 類 法第 106 100 条第 1 項 分の - 7.291 3.434061				-	F 10F	0.454005
麦 5 類 法第 106 100 - 7.291 3.434061 条第 1 項 分の - 7.291 3.434061			1		$\begin{vmatrix} 5.165 \end{vmatrix}$	2.474035
麦 5 類 法第 106 100		作物共済	l I			
条第1項 分の						
	麦 5 類			_	7.291	3.434061
		条第1項				
			30			

第1号に	100			5.346	2.555388
規定する	分の				
金額を共	40				
済金額と	100			3.622	1.778402
する農作	分の				
物共済	50				
法第 106	100		_	8.021	3.761849
条第1項	分の				
第2号に	20				
規定する	100			5.131	2.457749
金額を共	分の				
済金額と	30				
する農作	100			3.097	1.542306
物共済	分の				
12000	40				
法第 106	100		_	11.036	5.120704
条第1項	分の				
第3号に	10				
規定する	100			7.627	3.584690
金額を共	分の				
済金額と	20				
する農作	100			4.841	2.328521
物共済	分の				
122 2 (1) 1	30				
法第 150	100		_	10.352	4.803328
条の3の	分の				
3 第 1 項	90				
に規定す	100			7.040	3.315840
る金額を	分の				
共済金額	80				
とする農	100			5.165	2.474035
作物共済	分の				
11 122 101	70				
		•	•		

注1 交付農業者とは、農業者戸別所得補償制度実施要綱(農林水産省事務次官依命 通知平成22年4月1日付け22経営第7133号制定)第7の3の畑作物の所得補 償交付金の交付申請をするものをいう。

注2 秋まき麦において、麦1類~4類に属しない共済目的の種類は麦5類とする。

津市告示第246号

下記の者の平成23年度国民健康保険料納入通知書は、住所居所不明等のため送達することができないので、国民健康保険法(昭和13年法律第60号)第78条により準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公示送達する。

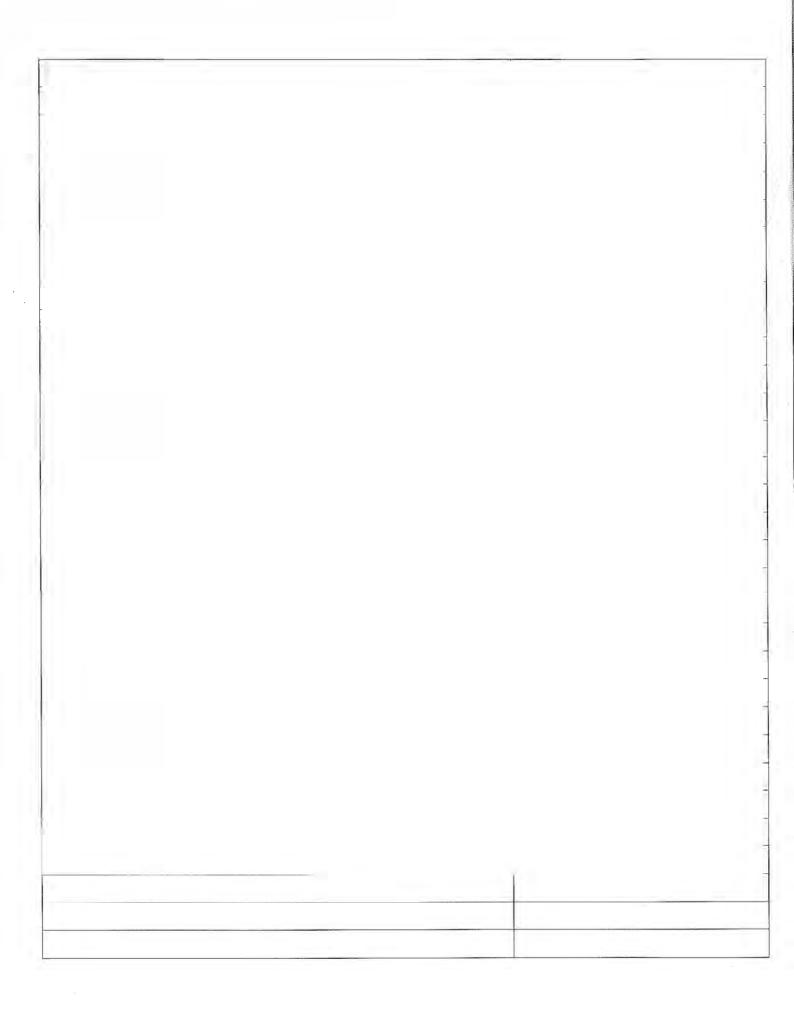
なお、この公示送達に係る関係書類は、津市健康福祉部保険年金課で保管し、 送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付する。

平成23年12月9日

津市長 前 葉 泰 幸

記

送達を受けるべき者の住所	送達を受けるべき者



津市告示第247号

下記の者の配当計算書(謄本)及び充当通知書は、受取拒否のため、送達することができないので、地方税法第20条の2の規定により公示送達する。

なお、この公示送達に係る関係書類は、津市政策財務部収税課で保管し、送 達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付する。

平成23年12月12日

津市長 前 葉 泰 幸

記

送達を受けるべき者の住所	送達を受けるべき者	送達を受けるべき文書
00000000000	00 00	配当計算書 (謄本) 及び
00000		充当通知書

注意:地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算 して7日を経過したときに、書類の送達があったものと見なす。

津市告示第248号

津市公共下水道条例(平成18年津市条例第201号)第6条第1項の規定により、指定工事店を次のとおり指定したので、同条例第17条第1項の規定により告示する。

平成23年12月15日

津市長 前 葉 泰 幸

指定した工事店

工事店名	所	在	地	指	定	期	間
伊藤設備	多気郡	明和	町大字	平成 2 3	3年1:	2月15	5日から
沈 膝 政 湘	池村2	2 9 6	番地	平成 2 7	7年 :	3月31	日まで

津市公告第162号

地区計画等の案を作成するため、津市地区計画等の案の作成手続に関する条例(平成18年津市条例第205号)第2条の規定により、次のとおり公告し、当該地区計画等の案の内容となるべき事項(以下「地区計画等の原案」という。)を平成23年12月1日から12月15日まで縦覧に供します。

なお、同条例第3条の規定により、都市計画法(昭和43年法律第100号)第16号第2項に規定する者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して1週間を経過する日までに、津市に意見書を提出することができます。 平成23年12月1日

津市長 前 葉 泰 幸

- 1 地区計画等の原案の種類、名称、位置及び区域
 - (1) 種類 地区計画
 - (2) 名称 一身田上津部田地区地区計画
 - (3) 位置 津市一身田上津部田及び上浜町六丁目地内
 - (4) 区域 次のとおりとする。

「次のとおり」は省略し、その区域図を津市都市計画部都市計画課に備え置いて縦覧に供する。

2 地区計画等の原案の縦覧場所 津市都市計画部都市計画課

津市公告第163号

狂犬病予防員より狂犬病予防法(昭和25年法律第247号)第6条第1項に基づく犬の抑留について通知がありましたので、同条第8項の規定により公告します。

平成23年12月1日

津市長 前 葉 泰 幸

- 1 抑留日 平成23年11月25日
- 2 抑留期間 平成23年12月2日まで

番号	捕獲した	種類	毛色	性別	体格	年齢	その他
	場所						
1	津市	雑種	茶白	オス	中	9 1 日	首輪あり
	安濃町草生					以上	
2	津市	雑種	黒茶白	オス	大	91日	首輪あり
	美杉町竹原					以上	

3 連絡先 津市環境部環境保全課

津市公告第164号

狂犬病予防員より狂犬病予防法(昭和25年法律第247号)第6条第1項に基づく犬の抑留について通知がありましたので、同条第8項の規定により公告します。

平成23年12月6日

津市長 前 葉 泰 幸

- 1 抑留日 平成23年12月2日
- 2 抑留期間 平成23年12月9日まで

番号	捕獲した	種類	毛色	性別	体格	年齢	その他
	場所						
1	津市	雑種	茶黒白	オス	小	9 1 日	
	安濃町栗加					以上	

3 連絡先 津市環境部環境保全課

津市公告第165号

狂犬病予防員より狂犬病予防法(昭和25年法律第247号)第6条第1項に基づく犬の抑留について通知がありましたので、同条第8項の規定により公告します。

平成23年12月7日

津市長 前 葉 泰 幸

- 1 抑留日 平成23年12月5日
- 2 抑留期間 平成23年12月12日まで

番号	捕獲した	種類	毛色	性別	体格	年齢	その他
	場所						
1	津市	雑種	茶	メス	中	9 1 日	首輪あり
	河芸町上野					以上	

3 連絡先 津市環境部環境保全課

津市公告第166号

農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第18条第1項の規定により、津市農用地利用集積計画を定めましたので、同法第19条の規定により公告します。

平成23年12月9日

津市長 前 葉 泰 幸

津市公告第167号

狂犬病予防員より狂犬病予防法(昭和25年法律第247号)第6条第1項に基づく犬の抑留について通知がありましたので、同条第8項の規定により公告します。

平成23年12月9日

津市長 前 葉 泰 幸

- 1 抑留日 平成23年12月6日
- 2 抑留期間 平成23年12月13日まで

番号	捕獲した	種類	毛色	性別	体格	年齢	その他
	場所						
1	津市	フレンチブ	白黒	オス	小	9 1 日	
	久居新町	ルドッグ				以上	

3 連絡先 津市環境部環境保全課

津市公告第168号

農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)第13条第1項の規定により津市農業振興地域整備計画を別冊のとおり変更し、同条第4項において準用する同法第11条第2項の規定により提出された意見書の要旨及び当該意見書の処理の結果を別紙のとおり公告します。

なお、別冊及び別紙は省略し、津市農林水産部農林水産政策課に備え置いて 縦覧に供します。

平成23年12月13日

津市長 前 葉 泰 幸

津市水道局告示第20号

津市水道局指定給水装置工事事業者に次のとおり指定したので、津市水道局指定給水装置工事事業者規程(平成18年水道事業管理規程第14号)第10条第1号の規定により告示する。

平成23年12月7日

津市水道事業管理者 渡 辺 三 郎

名	称	所 在 地	指定年月日
伊藤 設	備	多気郡明和町大字池村 2296 番地	平成23年11月28日

津市水道局公告第17号

次のとおり津市水道事業営業関連業務委託公募型プロポーザルを実施するので、公告します。

平成23年12月2日

津市水道事業管理者 渡 辺 三 郎

1 業務の概要

(1) 業務名

津市水道事業営業関連業務委託

(2) 業務遂行区域

本業務の業務遂行区域は、津市給水区域全域とする。

(3) 予算額

980,000千円

(消費税及び地方消費税額を含む。)

(4) 担当部署

津市水道局水道総務課

〒514-0073 三重県津市殿村5番地

電話 : 059-237-5811

7r y 0 7 : 059 - 237 - 1210

メールアドレス: 237-5811@city.tsu.lg.jp

2 委託業務の範囲

- (1) 受付(窓口)に関する業務
- (2) 開栓、閉栓に関する業務
- (3) 水道料金、工業用水道料金及び下水道使用料等収納に関する業務
- (4) 検針に関する業務
- (5) 滞納整理に関する業務
- (6) 給水停止に関する業務
- (7) 電子計算機の端末処理に関する業務
- (8) 給水申込に関する業務
- (9) 窓口現金収納に関する業務
- (10) 津市簡易水道事業特別会計における市管理簡易水道事業において実施す

る上記の業務

(11) その他(1)から(10)に付帯する業務

3 委託期間

契約締結日から平成24年3月31日までを本業務の準備期間とし、業務履行期間は、平成24年4月1日から平成29年3月31日までとする。

4 実施要領等の配付

実施要領等は、津市ホームページ (http://www.info.city.tsu.mie.jp/) からダウンロードすること。

5 プロポーザル実施スケジュール (予定)

実施の公告 (実施要領の公表)	平成23年12月 2日(金)
質問書の提出期限	平成23年12月13日(火)
質問書の回答	平成23年12月16日(金)
参加申込書等の提出期限	平成23年12月21日(水)
参加資格審査結果通知	平成23年12月26日(月)
企画提案書等の提出期限	平成24年 1月18日(水)
第1次審查	平成24年 1月20日(金)
第1次審查選定結果通知	平成24年 1月23日(月)
第2次審査(プレゼンテーション及びヒア	亚式94年 1月97日(人)
リングの審査、最優先候補者の選定)	平成24年 1月27日(金)
最優先候補者決定及び企画提案書採用通知	平成24年 1月30日(月)

6 参加資格要件

プロポーザルの参加資格は、公告日を基準日として、次の各号に掲げる要件をすべて満たすものとする。

- (1) 津市契約規則(平成18年津市規則第40号)第7条に規定する平成2 2年~25年度津市競争入札参加資格者名簿(物品・業務委託関係)において「事務事業委託の公共サービス業務」及び「上下水道料金徴収」を希望する者であること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該

当していないこと。

- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始を申し立てた者若しくは決定を受けた者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始を申し立てた者若しくは決定を受けた者でないこと。
- (4) 津市建設工事等指名停止基準 (平成21年4月8日施行)による指名停止を受けていないこと。
- (5) 手形交換所から取引停止処分を受けるなど経営状態が著しく不健全でないこと。
- (6) 国及び地方公共団体に対する債務の滞納がないこと。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2項に規定する暴力団やその構成員及びその統制の下にある者でないこと。
- (8) 本業務委託内容と同種または類似の業務について、過去3年間以上の受託実績を有し、かつ当該業務委託の目的達成に必要な業務従事者を配置できる者であること。
- (9) 常時雇用関係があり、かつ本業務委託内容と同種または類似の業務について、それらすべての実務経験を3年以上有する業務責任者を配置できる者であること。
- (10) 常時雇用関係がある給水装置工事主任技術者の資格を有する者が1名以上いること。
- (11) 個人情報の漏えい、滅失、き損、または改ざんの防止、その他個人情報の適正な保護及び管理のために必要な措置を講ずることができる者であること。
- (12) 単一企業であること。

7 審查方法

プロポーザルの審査は、参加資格を有すると認められた参加事業者(以下「参加事業者」という。)から「企画提案書類」の提出を求めたのち、「津市水道事業営業関連業務委託公募型プロポーザル方式による業者選定基準」に基づいた2段階審査方式で実施する。

審査については、津市水道事業営業関連業務委託プロポーザル方式審査委員会(以下「審査委員会」という。)において行う。なお、審査委員会は、 学識経験のある者等及び本市の職員のうちから6名以内で構成するものとす る。

(1) 第1次審査

企画提案書及び提案見積書等について、書類審査を行い、第2次審査対 象者(4者程度)を選定する。

(2) 第2次審査

第1次審査で選定された参加事業者(第2次審査対象者)に対し、提出された「企画提案書」等に基づいたプレゼンテーション及びヒアリング審査を行い、価格以外の要素と価格を総合的に評価し、最高得点者を最優先候補者として選定する。

なお、第1次審査における評価点は、加点することとする。

8 契約手続き等

審査の結果により最優先候補者として決定された者を当該業務に係る随意 契約の見積徴取の相手方として、契約の交渉を行う。ただし、その者との契 約が成立しない場合は、次点者との交渉を行う。

9 その他

本プロポーザルに関する詳細は、「津市水道事業営業関連業務委託公募型 プロポーザル実施要領」によるものとする。

【間い合わせ先】

津市水道局水道総務課経営管理担当

電話 : 059-237-5811

ファックス:059-237-1210

メールアドレス: 237-5811@city.tsu.lg.jp

津市水道局公告第18号

建設工事等に係る事後審査型条件付一般競争入札を執行しますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び津市契約規則(平成18年津市規則第40号)第4条の規定により、次のとおり公告します。

平成23年12月12日

津市水道事業管理者 渡 辺 三 郎

記

別紙のとおり

事後審查型条件付一般競争入札

	查型条件付一	·般競争人札						
公 告 日	平成23	年12月12日	工事担当課	工務課				
工事名	平成23年度	工務第46号						
上 尹 石	白山町垣内地	内配水管布設工事						
工事場所	津市 白山町	津市 白山町垣内 地内						
	配水管布設工	DΙΡφ100mm Ι	L=9.4m 仕切弁	P設置工 φ50mm N=1箇所				
	配水管布設工	DIP ϕ 75mm L	=180.5m 消火柱	全設置工 単口地下式 N=2箇所				
工事概要	配水管布設工	$P P \phi 50mm L =$	22.8m 不断力	k仕切弁設置工 φ75mm N=1箇所				
		φ100mm N=1箇						
		φ75mm N=3箇月						
工期		から 平成24年	3月16日 まで					
発注業種	土木一式(配							
	建設業許可	特定・一般						
	所在地要件	市内本店						
	格付要件	あり						
		【ブロック】 久居・一志	【地区】 白山	【格付】 B · A 1 · A 2				
	地 域 ·	【ブロック】 久居・一志	【地区】 久居·一志	【格付】B				
参加資格	格付要件	【フ゛ロック】	【地区】	【格付】				
に関する		【ブ゛ロック】	【地区】	【格付】				
事項	 同種工事	772	1.0-1	TIM 13.3				
	実績要件							
	技術者要件	主任(監理)技術者	同業種の技術者(実務網	経験)以上の者(津市発注工事における専任配置)				
		現場代理人	常駐配置(主任技術者	当との兼務可)				
		津市水道局指定給水装置工事事業者である者						
				を修了した者を適正配置できる者				
設計図書	閲覧期間	本公告の日から	平成24年1月1					
の閲覧	閲覧場所	水道総務課	.,,,,					
設計図書	購入期間	本公告の日から	平成24年1月1	10日 まで				
の購入	販売店		計一志町井関96-1 7					
	提出期限	平成23年12月21						
設計図書等に	回答日			アア同ダ				
関する質問								
	提出先			11階) FAX059-237-5819				
	入札方法		留・簡易書留に限る)					
入札方法等	提出期限	平成24年1月10	3 必着					
	郵 送 先	〒514-8799 郵便	事業㈱津支店留 津市	水道局 水道総務課 宛				
開札日時	平成24年1月	12日	午前10時00分					
及び場所	津市水道局2	階 入札室						
予定価格	9.	704,000	円 (税抜き)					
最低制限価格	有							
入札保証金	 免 除	"						
契約保証金	25 11							
	契約金額の100分の10以上							
前金払	有							
部分払	無	w described to		Andrew to at 11 11 andrew of 12 and 13 and 14 and 1				
				一般競争入札共通事項のとおりとする。				
	• 技術者要件欄	に記載した津市発注	E事とは、水道局又は調]達契約課発注工事で担当課執行分を除く。				
	・水道局が指定	する講習会等とは、	社団法人日本水道協会	の配水管工技能講習会I、日本ダクタイル				
w = 11	鉄管協会の継号	F接合研修会(N S 用	彦口径450mm以下) 又	は鋳鉄管製造メーカーの配管技能講習会				
その他	(NS形口径4	50mm以下) をいう	٥					
		/						
1								

事後審查型条件付一般競争入机

	<u> </u>	
公 告 日	平成23年12月12日 工事担当課 工務課	
工事名	平成23年度 工務第47号	
*	│ 工業用水道安濃川水管橋更生工事	
工事場所	津市 安濃町安濃及び安濃町川西 地内	
	配水管布設工 DIP φ 200mm L=6.4m 仮設仕切弁設置工 φ 150mm N=1箇所	
	■ 配水管布設工 SGP ϕ 200mm L=3.0m 仮設仕切弁設置工 ϕ 50mm N=2箇所	
工事概要	仮配管布設工 DIP φ 200mm L=2.0m 不断水仕切弁設置工 φ 200mm N=1箇所	1
	仮配管布設工 SUS φ 300mm L=31.0m 舗装本復旧工 A=145m2	
	仮配管布設工 SUS φ 150mm L = 203.1m 管更生工 φ 200mm L = 195.1m	
工期	契約締結の日から	
発注業種	土木一式(配水管工事)	
九丘木生	建設業許可 特定・一般	
	所在地要件 市内本店	
	格付要件 あり	
	「フ [*] ロック】 安芸	
	地域・【ブロック】安芸 【地区】河芸・芸濃・美里 【格付】B	
参加資格	格付要件	
に関する	竹り女 【プロック】	
事項	同種工事 「地區」 「地區」	
事 均	実績要件	
	夫 根 安 作	<u>和番/</u>
	1 2 2 4 4 5 2 2 4 4 5 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	AC IEL/
	現場代理人 常駐配置(主任技術者との兼務可) フェの (4) 理(4) 津市水道局指定給水装置工事事業者である者	
	その他要件	
ᇓᆁᆒ		
設計図書		
の閲覧		
設計図書	購入期間 本公告の日から 平成24年1月10日 まで ***********************************	
の購入	販 売 店 創作工房ネオ 津市一志町井関96-1 TEL059(293)6100	
設計図書等に	提出期限 平成23年12月21日 午後5時まで	
関する質問	四 各 日 平成23年12月28日 - ホームペーンに(四各	1 0
	提出先 水道総務課契約財産担当(津市水道局庁舎1階) FAX059-237-58	19
→ Jal — J. J. 6660	入札方法 郵便入札 (一般書留・簡易書留に限る)	
入札方法等	提出期限 平成24年1月10日 必着	
HH II - AI	郵 送 先 〒514-8799 郵便事業㈱津支店留 津市水道局 水道総務課 宛	
開札日時	平成24年1月12日 午前10時15分	
及び場所	津市水道局2階 入札室	
予定価格	20,258,000 円 (税抜き)	
最低制限価格		
入札保証金	 免 除	
契約保証金	契約金額の100分の10以上	
前 金 払	有	
部分払	無	
	・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする	5 。
	・技術者要件欄に記載した津市発注工事とは、水道局又は調達契約課発注工事で担当課執行分を関	於く。
	・水道局が指定する講習会等とは、社団法人日本水道協会の配水管工技能講習会 I 、日本ダクタ	メイル
7. 114	鉄管協会の継手接合研修会(NS形口径450mm以下)又は鋳鉄管製造メーカーの配管技能講習	
その他	(NS形口径450mm以下)をいう。	
I		

事後審査型条件付一般競争入札

		放宽于八化					
公 告 日	平成23	年12月12日	工事担当課	浄水課			
工事名	平成23年度	浄水第39号					
上 争 名	三雲水源地水	管橋塗装工事					
工事場所	松阪市			地内			
	塗装面積 56	7 m 2					
	素地調整 3種	重ケレン 567m2					
工事概要	塗装回数 下	塗 2回、中途・上端	全 各1回				
工期	契約締結の日	から 平成24年	3月21日 まで				
発注業種	塗装						
	建設業許可	特定・一般					
	所在地要件	市内本店					
	格付要件	あり					
		【ブロック】津・香良洲	【地区】津•香良洲	【格付】 A 1 · A 2			
	地域・	【フ゛ロック】	【地区】	【格付】			
	格付要件	【フ゛ロック】	【地区】	【格付】			
		【フ゛ロック】	【地区】	【格付】			
参加資格に関する							
事項	同種工事 実績要件						
	大順女日						
	技術者要件	主任(監理)技術者	同業種の技術者(実務経験)以上の者(津市発注工事における専任配置)				
		現場代理人 常駐配置(主任技術者と兼務可)					
	その他要件						
設計図書	閲覧期間	本公告の目から	平成24年1月	10日 まで			
の閲覧	閲覧場所	水道総務課					
設計図書	購入期間	本公告の目から	平成24年1月	10日 まで			
の購入	販 売 店	創作工房ネオ	‡市一志町井関96−1	TEL059(293)6100			
	提出期限	平成23年12月2	1日 午後5時まで				
設計図書等に 関する質問	回答日	平成23年12月28	日ホームページ	ジにて回答			
147 G X 14	提出先	水道総務課契約財	産担当(津市水道局庁	舎1階) FAX059-237-5819			
	入札方法	郵便入札(一般書	「留・簡易書留に限る)				
入札方法等	提出期限	平成24年1月10	B 必着				
	郵 送 先	〒514-8799 郵便	事業(株)津支店留	津市水道局 水道総務課 宛			
開札日時	平成24年1月	12日	午前10時30分				
及び場所	津市水道局	2階 入札室					
予定価格	5,	017,000	円 (税抜き)				
最低制限価格	有						
入札保証金	免除						
契約保証金	契約金額の100分の10以上						
前金払	有						
部分払	無						
	・本公告に定め	る事項以外について	は、事後審査型条件作	寸一般競争入札共通事項のとおりとする。			
その他	• 技術者要件欄	に記載した津市発注	L事とは、水道局又は	調達契約課発注工事で担当課執行分を除く。			
C 42 IE							

津市教育委員会公告第2号

平成23年度津市任期付短時間勤務職員採用試験(平成24年度採用予定)を次のとおり実施する。

平成23年12月1日

津市教育委員会委員長 中 野 吉 長

1 職種等、採用予定人員及び受験資格

職種	採 用 予定人員	受	験	資	格
技能員 (学校給食調理員)	数人	地方公務員法第しない人及び津市	第16条(2 5内の小中 ²	欠格条項)の 学校等に通勤	の各号の一に該当 勤可能な人

2 職務内容

学校等における児童・生徒数に応じて、1日当たり100食から900食程度の給食調理業務を行います。職務の内容は、次のとおりです。

- (1) 給食調理に関すること。
- (2) 食材の受入れ、検収、整理及び管理に関すること。
- (3)機械・器具等の保管及び管理に関すること。
- (4) 食器等の洗浄及び消毒に関すること。
- (5) 清掃に関すること。
- (6) 衛生管理に関すること。
- (7) その他学校等運営上必要と認められる業務に関すること。

3 任用期間

任用期間は、平成24年4月1日から平成25年3月31日まで (ただし、業務の状況及び勤務成績等により任用を更新する場合があります。)

4 受験手続等

(1) 受付期間・受付時間

日曜日及び土曜日を除き、12月5日(月)から12月14日(水)までの午前8時30分から午後5時15分までとします。

(2) 提出書類

- ア 津市任期付短時間勤務職員採用試験申込書(受験票付き) -----1 通
 - ※ 申込書及び受験票に同一の写真をはり、**受験票は申込書から切り離さないでください。**
 - ※ 申込書は、津市ホームページからダウンロードすることもできます(必ず両面印刷にして、提出してください。両面印刷でない場合は受理できません。)。
 - ※ 記入例を参考に正しく作成してください。

イ 返信用封筒-----2通(持参による申込みの場合は1通)

- ※ 返信用封筒のサイズ:長形3号(縦:23.5cm、横:12cm)
- ※ この返信用封筒により受験票及び第1次試験に係る合否の通知(持参した場合は、第1 次試験に係る合否の通知)を送付しますので、80円切手をはり付け、あて先に受験者の 郵便番号、住所及び氏名(あて名の敬称は「様」)を記入してください。

(3) 提出方法

ア 郵送による場合

上記提出書類を封入した封筒の表面に「津市任期付短時間勤務職員採用試験申込書在中」と 朱書きの上、必ず簡易書留郵便により次の送付先まで送付してください。ただし、12月14 日(水)午後5時15分までに津市総務部総務課文書・公開担当(津市本庁舎7階)に到着し た分のみ受付の手続を行います。

送付先 〒514-8611 津市西丸之内23番1号 津市教育委員会事務局教育総務課あて

イ 持参による場合

上記提出書類を次の提出先まで持参してください。<u>ただし、12月14日(水)午後5時</u>15分までに次の提出先に持参した分のみ受付の手続を行います。

提出先 津市西丸之内23番1号 津市教育委員会事務局教育総務課(津市本庁舎7階)

(4) その他

ア 提出された書類に記載漏れ等の不備がある場合又は虚偽の記載等がある場合等は、受付は行 わず、書類を返却(郵送による場合は、返信用封筒により返送)し、又は受験が無効になるこ とがあります。これらにより生じた書類提出の遅延等については一切責任を負いかねますので、 受験手続には十分注意してください。

- イ 郵便事情等による書類到着の遅延等についても、一切責任を負いかねます。
- ウ 郵送による場合で12月21日(水)までに受験票が届かないときは、津市教育委員会事務 局教育総務課(電話番号 059-229-3292)へお問い合わせください。
- エ インターネット、E-mail等による受付はできません。
- オ 申込書等は余裕を持って早い時期に提出してください。
- カ 受付後の提出書類は、一切返却できません。
- 5 第1次試験
- (1) 試験科目

教養試験 · 労務適性検査

(2) 試験の内容

試	験	科	目	試	験	Ø	内	容
教	養	試	験	社会、人文 理、数的推理 よる筆記試験	及び資料解釈		識並びに文章 般知能につい	
労	務 適	性検	查	技能員としるための択一		11 /110	び社会適応性の	の両面から見

- ※ 教養試験の試験問題は、高等学校卒業程度です。
- ※ 試験問題は、活字印刷文で出題します。
- (3) 試験日

平成24年1月7日(土)

(4) 試験場所

津市本庁舎8階大会議室A(津市西丸之内23番1号)

(5) 結果発表

平成24年1月26日(木)(予定)に受験者全員に対し、合否について通知を発送するとともに、津市ホームページに合格者の受験番号を掲載します。

なお、電話等による問い合わせには、応じることはできません。

6 第2次試験

第1次試験合格者に対して次のとおり行います。

(1) 試験科目

口述試験(個人面接)

(2) 試験日

平成24年2月12日(日)(予定) 詳細については、第1次試験の結果発表の際に通知します。

(3) 試験場所

第1次試験の結果発表の際に通知します。

7 最終合格者発表

2月下旬(予定)に第2次試験受験者全員に対し、合否について通知を発送するとともに、 津市ホームページに合格者の受験番号を掲載します。

なお、電話等による問い合わせには、応じることはできません。

- 8 合格から採用まで
- (1) 最終合格者については、平成24年4月1日に採用する予定です。
- (2) 受験資格を満たさない場合又は申込書に虚偽の記載がある場合等は、採用されません。
- (3) 日本国籍を有しない人で、就職が制限されている在留資格の人は、採用されません。
- 9 採用後の給与
- (1) 給料

149,040円

(※1 週31時間勤務の場合 ※2 平成23年4月1日付けでの採用の場合の給料であり、採用までに給料の改定等があった場合は、当該改定額等によります。)

(2) 給与

津市職員の給与に関する条例等の定めるところにより、上記の給料に加えて、地域手当、 通勤手当、期末手当、勤勉手当等が支給されます。

- 10 勤務条件等
- (1) 勤務時間等

1週間当たり31時間以内

※(1日6時間×5日)又は(1日7時間45分×4日)等指定する時間 始業時間は、午前7時30分から午前8時30分の間で指定する時間

(2) 勤務場所

津市内の小中学校等

(3) 休日

原則として、土曜日・日曜日、国民の祝日に関する法律に規定されている休日及び年末年始(12月29日から翌年の1月3日まで)があります。

(4) 休暇

年次有給休暇、特別休暇(夏季休暇等)、病気休暇等があります。

(5) 福利厚生

ア 健康診断

全職員を対象とした定期健康診断のほか、各種の健康診断を実施しています。

イ 健康保険等

全国健康保険協会管掌健康保険・厚生年金・雇用保険に加入します。

11 その他

この試験の詳細については、津市教育委員会事務局教育総務課(津市本庁舎7階)までお問い合わせください。

電話番号(059-229-3292)

津市選挙管理委員会告示第133号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第74条第1項及び第75条第1項 並びに市町村の合併の特例等に関する法律(平成16年法律第59号)第4条 第1項及び第5条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1の 数、同法第4条第11項及び第5条第15項の規定による選挙権を有する者の 総数の6分の1の数並びに地方自治法第76条第1項、第80条第1項、第8 1条第1項、第86条第1項及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第8条第1項の規定による選挙権を有する者の総数 の3分の1の数を次のとおり告示する。

平成23年12月2日

津市選挙管理委員会 委員長 坂 口 賢 次

1 50分の1の数 4,605人

2 6分の1の数 38,374人

3 3分の1の数 76,748人

津市選挙管理委員会告示第134号

公職選挙法(昭和25年法律第100号)第28条の規定により、次の者を 選挙人名簿から抹消したので、同条の規定により告示する。

平成23年12月2日

津市選挙管理委員会 委員長 坂 口 賢 次

1 抹消者数

 男
 女
 計

 1 人
 0 人
 1 人

2 抹消した者の氏名等 津市選挙管理委員会事務局にて保管

3 抹消した年月日 平成23年12月2日

津市監査委員告示第9号

市長等が監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として講じた 措置について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第12 項の規定に基づく通知があったので、その要旨を次のとおり公表する。

平成23年12月1日

津市監査委員 渡 邊 昇 津市監査委員 駒 田 修 一 津市監査委員 山 﨑 正 行 津市監査委員 田 矢 修 介

1 平成20年3月6日付け津市監査委員告示第4号公表分

(1) 建設部

ア市営住宅課

監査の結果	桃里団地の用地について、昭和34年に久居町(当時)が戸
(措置が講じ	木農業協同組合(当時)から購入した同用地の一部に第三者名
られた部分に	義の土地が含まれていることから、更なる事態の長期化を回避
限る。以下同	するため、その具体的な解決に取り組まれたい。
じ。)	
措置の内容	桃里団地の用地に係る第三者名義であった土地については、
	平成23年10月12日付けで土地売買契約を締結し、翌13
	日に所有権移転登記を完了した。

2 平成20年12月4日付け津市監査委員告示第11号公表分

(1) 健康福祉部

ア 介護保険課

監査の結果	津市介護保険条例第13条第1項は、保険料の納付義務者が
	納期限後に保険料を納付する場合において、当該納付金額が
	2,000円以上であるときは、延滞金を納付しなければなら
	ないと定めているが、同課ではこれを徴収していないことか
	ら、同条の定めるところにより、延滞金を徴収されたい。
措置の内容	平成23年度当初において、介護保険システム(MCWEL)
	の改修を行い、延滞金の計算、催告書等への反映が可能となっ

- 3 平成21年3月9日付け津市監査委員告示第1号公表分
- (1) 白山総合支所

ア 地域振興課

監査の結果

リバーパーク真見の指定管理者は、津市リバーパーク真見の設置及び管理に関する条例に基づく施設以外に、独自に食堂、グラウンドゴルフ等の施設を設置及び管理しており、これらの施設用地である民有地は、本市が借り上げているが、指定管理に係る施設以外の施設用地の確保は、指定管理者となっている者の責任と負担において調達するのが望ましいと考えることから、指定管理者と協議の上、当該民有地の借上げについて見直しを検討されたい。

措置の内容

指定管理者の自主事業については、津市リバーパーク真見の設置及び管理に関する条例第7条第4号に定める「その他市長が必要と認める業務」として位置付け、基本協定の内容を見直し、平成23年9月16日付けで当該基本協定の一部を変更する協定書を締結した。

イ 白山市民会館

監査の結果

デジタルカラー複写機・関連機器の保守及び消耗品供給等に係る契約は、単年度契約で締結しているところ、当該複写機の賃借に関しては、旧白山町が平成17年11月1日付けで覚書を締結しており、その賃借期間を同日から平成22年10月31日までとし、総額で約132万円の賃借料を支払うとしているが、当該覚書には、予算額の減額又は削除に係る解除条件を付していないことから、地方自治法第214条の趣旨を踏まえ、契約方法の見直しについて検討されたい。

措置の内容

複写機の保守等に係る契約について、平成22年11月1日 付けで長期継続契約を締結した。

- 4 平成21年12月3日付け津市監査委員告示第7号公表分
- (1)健康福祉部

ア こども総合支援室

監査の結果

国のモデル事業である地域ICT利活用モデル構築事業について、平成20年度末日現在の子育て支援登録者数は597件(同室調べ)で、目標の1千件に及ばず、ホームページ上の「子育て日記」を見ても、ほとんど更新されていない。

当該事業の予算計画を見ると、情報通信システム開発経費、機器類のリース経費など、平成19年度から平成23年度までの5か年で総額1億3千万円以上の経費が見込まれる一方、その財源となる国庫委託費は平成21年度が最後となり、その後は市費が主な財源として見込まれることから、事業の実績を踏まえた費用対効果を十分に検証し、より効果的かつ効率的な事業の推進に取り組まれたい。

措置の内容

システムについて、テレビ会議システム・テレビ電話システムを廃止し、ホームページ及びソーシャル・ネットワーク・サービス「元気っ津プラス」(子供を持つ親やその支援者間の子育で等に関した内容のコミュニケーションを円滑にするための会員制のサービス)に機能を集約するとともに、システムの管理運営については、国立大学法人三重大学教育学部の研究室の支援を受けて行うなど経費節減を図った。その結果、市単独事業として初年度となる平成22年度の事業費は約620万円で、平成21年度より約3,653万円減少しており、平成23年度の事業費は、更に節減を図ることで、当初予算額として約426万円を計上している。

なお、「元気っ津プラス」の平成23年10月末日現在の登録者数は267人で、平成22年度当初より64人増加している。

(2) 水道局

ア 水道総務課

監査の結果	行政財産の管理について、従来、河辺配水池敷地内において
	使用許可をすることなく電柱の支柱が設置され、平成20年1
	2月に使用許可をしていたが、今後、適正な行政財産の管理に
	努められたい。
措置の内容	平成21年度から電柱等の占用状況の調査を行った結果、水
	道局における許可手続を受けていないものが8か所で電柱6

本、支線7条を確認したので、それぞれ使用許可手続を行った。

イ 浄水課

監査の結果	自動車損害賠償責任保険の契約期間について、片田浄水場で			
	は原動機付自転車を3台所管しており、このうち2台の自賠責			
	保険の契約期間が1年間となっていたが、経済性等の観点か			
	ら、今後、複数年契約を検討されたい。			
措置の内容	原動機付自転車(1台廃車につき2台)の自賠責保険につい			
	ては、それぞれの保険更新時に3年間の複数年契約を締結し			
	た。			

- 5 平成22年3月9日付け津市監査委員告示第1号公表分
- (1) 白山総合支所

ア 地域振興課

= 5140.55 (1)1		
監査の結果	平成20年度のふれ愛フェスタ事業補助金について、実績報	
	告書等を見たところ、舞台看板・掲示板及びポスター・チラシ	
	の製作費、警備業務委託料等に当該補助金を充当していたが、	
	事業主体であるふれ愛フェスタ実行委員会は、これら物品等の	
	調達に当たって、見積合わせを行っていなかった。当該補助金	
	額は550万円で平成21年度も同額を交付しているが、同実	
	行委員会に対し、できる限り見積合わせを行い、補助金額(充	
	当経費)の節減に努めるよう指導されたい。	
措置の内容	平成21年度の事業は既に着手していたため、今後の物品調	
	達に当たっては、見積合わせ等を行った上で調達するよう同実	
	行委員会に指導した結果、平成22年度の事業については、見	
	積合わせにより物品調達を行っている。	

(2) 財政援助団体(所管部局)

ア サマーフェスタインひさい実行委員会(久居総合支所地域振興課)

監査の結果	補助効果の検証について、当該補助金は毎年度1千万円を交
	付しており、産業環境課(当時)は、経済的効果など補助金額
	付しており、産業環境課(当時)は、経済的効果など補助金額 に見合う効果があると説明しているが、同課及び同実行委員会
	は具体的な指標や手法に基づいて補助効果を測定していない。
I	

補助金は税金等の貴重な財源で賄われていることから、補助効果を十分に検証しないまま、漫然と補助金の交付を継続する

ことは問題であり、補助の必要性について、久居地域に限らない市民の十分な理解を得るための客観的な検証が常に求められる。

そこで、津市観光協会など関係団体等の協力を得るなどして、補助効果の客観的な検証方法を検討されたい。

措置の内容

補助効果を検証するため、平成23年8月6日に開催した「第50回サマーフェスタインひさい」において来場者アンケートを実施した結果、来場者1人当たりの消費額は約1,400円で、主に会場内及び会場周辺の小売店等での買い物によるものであった。来場者数が約6万人(主催者発表)であったことから、大会当日には相当の消費があったと考えられるほか、花火大会の開催に必要な諸材料の購入や会場設営、警備業務等については、いずれも市内業者に発注しており、一定の補助効果(経済効果)があったものと考える。

- 6 平成22年12月1日付け津市監査委員告示第7号公表分
- (1) 指定管理者監查(所管部局)

ア 青山高原保健休養地管理株式会社(白山総合支所地域振興課)

監査の結果	キャンプ場の使用期間について、津市青山高原保健休養地の
	設置及び管理に関する条例施行規則第3条は、その使用期間を
	4月1日から10月31日までとし、指定管理者が必要がある
	と認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て、使用期間等を
	変更することができると定めているが、平成20年度の施設別
	施設利用者月別推移表を見ると、市長の承認を得ることなく、
	11月にキャンプ場の使用を許可していたため、同条の趣旨を
	踏まえ、適正に事務を執行されたい。
措置の内容	指定管理者からキャンプ場の使用期間の変更許可(承認)申
	請書の提出を受け、平成22年5月14日付けで、当該使用期
	間の変更を許可(承認)した。

- 7 平成23年3月2日付け津市監査委員告示第2号公表分
- (1) 久居総合支所

ア生活課

監査の結果 団体事務の関与について、職員が自治会連合会の支部の経理に従事し、預金通帳等を保管しているが、法令に基づくことなく地方公共団体の所有に属しない現金等の保管を禁じた地方自治法第235条の4第2項の趣旨に照らし、望ましいものではないことから、これらの団体の理解と協力を得て、職員による関与が必要最小限となるよう、その見直しに取り組まれた

措置の内容

自治会連合会久居支部の預金通帳等の保管、経理事務については、同支部が行うこととした。

(2) 河芸総合支所

ア 地域振興課

V)

監査の結果	団体事務の関与について、職員が自治会連合会の支部の経理
	に従事し、預金通帳等を保管しているが、法令に基づくことな
	く地方公共団体の所有に属しない現金等の保管を禁じた地方
	自治法第235条の4第2項の趣旨に照らし、望ましいもので
	はないことから、これらの団体の理解と協力を得て、職員によ
	る関与が必要最小限となるよう、その見直しに取り組まれた
	l V ° o
措置の内容	自治会連合会河芸支部の預金通帳の保管については、同支部
	が行うこととした。

(3) 美里総合支所

ア 地域振興課

F/ / I. F				
監査の結果	: 団体事務の関与について、職員が自治会連合会の支部の経			
	に従事し、預金通帳等を保管しているが、法令に基づくことな			
	く地方公共団体の所有に属しない現金等の保管を禁じた地方			
	自治法第235条の4第2項の趣旨に照らし、望ましいもので			
	はないことから、これらの団体の理解と協力を得て、職員によ			
	る関与が必要最小限となるよう、その見直しに取り組まれた			
	l, v _o			
措置の内容	自治会連合会美里支部の預金通帳等の保管、経理事務につい			
	ては、同支部が行うこととした。			

(4) 安濃総合支所

ア 地域振興課

監査の結果

団体事務の関与について、職員が自治会連合会の支部の経理 に従事し、預金通帳等を保管しているが、法令に基づくことな く地方公共団体の所有に属しない現金等の保管を禁じた地方 自治法第235条の4第2項の趣旨に照らし、望ましいもので はないことから、これらの団体の理解と協力を得て、職員によ る関与が必要最小限となるよう、その見直しに取り組まれた V)

措置の内容

自治会連合会安濃支部の預金通帳等の保管、経理事務につい ては、同支部が行うこととした。

(5) 一志総合支所

ア 地域振興課

監査の結果

団体事務の関与について、職員が自治会連合会の支部の経理 に従事し、預金通帳を保管しているが、法令に基づくことなく 地方公共団体の所有に属しない現金等の保管を禁じた地方自 治法第235条の4第2項の趣旨に照らし、望ましいものでは ないことから、これらの団体の理解と協力を得て、職員による 関与が必要最小限となるよう、その見直しに取り組まれたい。

措置の内容

自治会連合会一志支部の預金通帳の保管、経理事務について は、同支部が行うこととした。

(6) 美杉総合支所

ア 市民福祉課

監査の結果

老人クラブが生きがい健康づくり施設を使用する場合の使 用料について、これを免除するための便宜上の措置として、年 度当初に1年分を一括した使用料減免申請書の提出を受け、そ の使用料を免除していたが、津市生きがい健康づくり施設の設 置及び管理に関する条例第8条は、公共的団体等が使用する場 合で「特に必要があると認めるときは、使用料を減額し、又は 免除することができる」と定めている趣旨を踏まえ、当該老人 クラブが当該施設の使用許可を申請する際に使用料減免申請 書の提出を求め、「使用目的」及び「減免申請の理由」欄の具 体的な記載内容によって、減額又は免除の可否を判断するよ う、所要の是正措置を講じられたい。

措置の内容| 使用申請の際に減免申請の提出を求め、「使用目的」及び「減

免申請の理由」欄の具体的な記載内容によって、減額又は免除 の可否を判断するよう改めた。

(7)教育委員会事務局

ア 学校教育課

監査の結果

平成21年度津市学校保健会補助金の交付確定について、同補助金の実績報告書には、領収書の写しは添付されていたものの、研修会等の参加人員・研修内容の記載がなく、その内容を示す資料も添付されていなかったことから、具体的な事業成果の報告がないまま補助金の額を確定したことは、津市補助金等交付規則第13条の趣旨に照らし、適正とはいえないものであり、補助金交付の事務に当たっては、同条の趣旨を踏まえ、適正にこれを執行されたい。

措置の内容

平成22年度から研修会等の事業内容の確認できる資料を 添付の上、実績報告書を提出するよう改めた。

イ 生涯学習課

監査の結果

平成21年度史跡等維持管理業務委託について、当該業務委託に係る仕様書には、「史跡敷地内における草刈・清掃業務及びその他当該史跡について、市民が年間を通じて見学できるよう維持管理を行う」と記載しているが、草刈・清掃業務の回数、維持管理の内容など具体的な仕様を定めていなかったことから、これを明確にするよう、仕様書の内容の見直しを検討されたい。

措置の内容

平成23年度の当該業務委託に当たって、具体的な作業内容、回数等を仕様書に記載し、契約を締結した。

津市監查委員告示第10号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第2項、第4項及び第7項の規定に基づき実施した監査の結果に関する報告を、同条第9項の規定により下記のとおり公表する。

平成23年12月1日

津市監査委員 渡 邊 昇 津市監査委員 駒 田 修 一 津市監査委員 山 﨑 正 行 津市監査委員 田 矢 修 介

記

第1 監査の対象部局等

1 地方自治法第199条第2項、第4項に基づく監査(以下「定期監査及 び行政監査」という。)

定期監査及び行政監査の対象部局等(平成23年4月から同年9月まで に監査委員質疑を実施したものに限る。)は、次のとおりである。

- (1) 三重短期大学事務局(大学総務課、学生部、附属図書館)
- (2) 市立小中学校分校
 - ア 高茶屋小学校あすなろ分校
 - イ 栗真小学校国児分校
 - ウ 南郊中学校あすなろ分校
 - 工 一身田中学校国児分校
- 2 地方自治法第199条第7項に基づく監査(以下「財政援助団体監査」 という。)

財政援助団体監査の対象としたのは、次のとおりである。

- (1) 津市体育協会(財政援助の内容:津市体育協会活動等支援事業補助金の交付 所管部局:スポーツ文化振興部スポーツ振興課)
- (2) 社会福祉法人津市社会福祉協議会(財政援助の内容:社会福祉協議会 運営事業補助金の交付 所管部局:健康福祉部福祉政策課)
- (3)社会福祉法人自由学苑福祉会(久居保育園)(財政援助の内容:地域子育て支援拠点事業補助金、延長保育促進事業補助金及び一時預かり事業補助金の交付 所管部局:健康福祉部こども家庭課)

- (4)社会福祉法人豊津児童福祉会(みらいの森ゆたか園)(財政援助の内容: 地域子育て支援拠点事業補助金、延長保育促進事業補助金及び一時預か り事業補助金の交付 所管部局:健康福祉部こども家庭課)
- (5) 修成地区社会福祉協議会(財政援助の内容:津市敬老事業補助金の交付 所管部局:健康福祉部高齢福祉課)
- (6) 高茶屋地区社会福祉協議会(財政援助の内容:津市敬老事業補助金の 交付 所管部局:健康福祉部高齢福祉課)
- (7)社会福祉法人友睦(精神障害者通所授産施設(小規模)工房T&T)(財政援助の内容:精神障害者小規模通所授産施設運営費補助金の交付所管部局:健康福祉部障がい福祉課)
- (8)高座原集落(財政援助の内容:中山間地域等直接支払交付金の交付 所 管部局:美里総合支所地域振興課)
- (9)美里地域水田農業推進協議会(財政援助の内容:津市生産調整交付金 及び津市水田利活用自給力向上事業交付金の交付 所管部局:美里総合 支所地域振興課)
- (10) 藤集落(財政援助の内容:中山間地域等直接支払交付金の交付 所管 部局:白山総合支所地域振興課)
- (11) 白山町地域水田農業推進協議会(財政援助の内容:津市生産調整交付金及び津市水田利活用自給力向上事業交付金の交付 所管部局:白山総合支所地域振興課)
- (12) 財団法人津市社会教育振興会(財政援助の内容:津市社会教育振興会 補助金の交付 所管部局:教育委員会事務局生涯学習課)
- (13) 津市PTA連合会(財政援助の内容:津市PTA連合会補助金の交付 所管部局:教育委員会事務局生涯学習課)
- (14) 津市子ども会育成者連合会(財政援助の内容:津市子ども会育成者連合会活動補助金の交付 所管部局:教育委員会事務局生涯学習課)

第2 監査の対象年度及び事項

監査の対象年度及び事項は、次のとおりである。

1 定期監査及び行政監査

平成23年6月に監査委員質疑を実施した市立小中学校分校については、原則として平成22年度の財務及び事務の執行を対象とし、同年9月に監査委員質疑を実施した三重短期大学事務局については、原則として平成2

- 3年度の財務及び事務の執行を対象とした。
- 2 財政援助団体監査

平成20年度から平成22年度までの市の財政援助に係る出納その他の 事務の執行を対象とした。

なお、監査委員質疑は平成23年4月、同年5月に実施した。

第3 監査の期間

監査の期間は、平成23年4月11日から同年11月21日までである。

第4 監査の方法

監査の方法は、監査の種別ごとに主に次の諸点に着眼し、監査対象部局等から提出を受けた資料、関係諸帳簿等を調査するとともに、関係職員に説明を求めた。

- 1 定期監査及び行政監査
- (1) 予算の執行は、計画的かつ効率的に行われているか。
- (2) 会計及び事務処理は、法令等の規定に基づき適正に行われているか。
- (3) 現金の取扱いは、適正に行われているか。
- (4) 財産の管理は、適正に行われているか。
- (5) 各種の帳簿、書類の記帳、保管等は、適正に行われているか。
- (6) 事務事業は、効率的かつ効果的に行われているか。
- 2 財政援助団体監査
- (1) 財政援助団体関係
 - ア 補助金等交付対象事業は、事業計画、補助金等の交付条件に従って 実施されているか。
 - イ 補助金等に係る会計処理及び精算は、適正に行われているか。
 - ウ 関係諸帳簿及び支払証書は、適正に整備・記帳されているか。
- (2) 所管部局関係
 - ア 補助金等充当経費の内容確認、交付条件の履行確認及び補助効果の 検証は、適正に行われているか。
 - イ 補助金等の額は、経済的に妥当なものとなっているか。

第5 監査の結果

監査の結果、監査対象部局等における財務及び事務の執行のうち、その

是正措置を講じることなどを求める事項については、次に記載するとおりである。極めて軽微な事項又はこれらの事項がない監査対象部局等については、特に記載していない。

なお、市長その他関係する執行機関は、当該監査の結果に基づき、又は これを参考として措置を講じたときは、地方自治法第199条第12項の 規定に基づき、当該措置に係る報告書を提出されたい。

1 定期監査及び行政監査

(1) 三重短期大学事務局(大学総務課)

三重短期大学地域問題研究所で購入している雑誌(月刊誌・季刊誌) について、割引のある定期購読を利用すれば、より安価に調達できるも のがあったことから、年間を通じて購入する雑誌については、定期購読 による割引の有無を確認の上、調達方法を見直されたい。

2 財政援助団体監査

(1) 社会福祉法人津市社会福祉協議会(所管部局:健康福祉部福祉政策課) 財政援助の概要及び指摘事項は、次のとおりである。

ア 財政援助の概要(注)

財政援助の内容	社会福祉協議会運営事業補助金の交付
交 付 目 的	地域における社会福祉事業の振興及び地域福祉の増
	進を図る
交付対象経費	同協議会の事業費及びその運営費
交 付 額	平成20年度 393,669,000円
	平成21年度 382,450,000円
	平成22年度 378,978,000円

(注) 財政援助の概要は、所管部局が提出した監査資料を参考にまとめたものである。以下財政援助の概要について同じ。

イ 指摘事項

社会福祉協議会運営事業補助金について、同補助金を市が津市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例に基づき派遣する職員の給料に充当していたが、当該派遣職員が従事する業務が公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律第6条第2項に定める給与支給が可能な業務であるか否かにかかわらず、市による給与支給と同視できるような補助金の充当は、派遣職員には、その職員派遣の期間中、給与を支給しないことを定めた同法第6条第1項の趣旨を逸

脱するおそれがあるため、関係部局と協議し、所要の是正措置を講じられたい。

(2) 修成地区社会福祉協議会(所管部局:健康福祉部高齢福祉課) 財政援助の概要及び指摘事項は、次のとおりである。

ア 財政援助の概要

財政援助の内容	津市敬老事業補助金の交付
交 付 目 的	70歳以上の高齢者の長寿を祝う行事等を支援する
	ことにより、地域福祉の向上を図る
交付対象経費	長寿を祝う行事等に要する経費
交 付 額	平成20年度 1,649,600円
	平成21年度 1,665,600円
	平成22年度 1,691,200円

イ 指摘事項

平成21年度の津市敬老事業補助金について、実績報告書の収支計算書に記載された市費充当額の総額をもって交付確定をしていたが、当該交付確定額は、同協議会の敬老事業に係る現金出納簿に記帳された支出総額より約3万7千円多く、当該差額分は敬老事業以外の経費に充てられたものと考えられるため、当該差額分の交付確定は適正ではなく、所要の是正措置を講じるとともに、補助金の交付確定に当たっては、平成22年12月6日付け津市監査委員告示第8号(住民監査請求監査の結果)における意見等を踏まえ、適切な事務処理に努められたい。

(3) 高茶屋地区社会福祉協議会(所管部局:健康福祉部高齢福祉課) 財政援助の概要及び指摘事項は、次のとおりである。

ア 財政援助の概要

財政援助の内容	津市敬老事業補助金の交付
交 付 目 的	70歳以上の高齢者の長寿を祝う行事等を支援する
	ことにより、地域福祉の向上を図る
交付対象経費	長寿を祝う行事等に要する経費
交 付 額	平成20年度 1,519,200円
	平成21年度 1,596,800円
	平成22年度 1,675,200円

イ 指摘事項

津市敬老事業補助金に係る会計処理について、同協議会は現金出納 簿等の会計諸帳簿を整備しておらず、実績報告書における収支決算書 の内容と実際の補助金に係る収支状況の内容を照合し難いものであ ったが、同補助金の交付決定に当たっては、「補助金と事業に係わる 予算及び決算との関係を明らかにした調書を作成し、これを補助事業 完了後5か年間保管しなければならない」という条件を付しているこ とを踏まえ、会計諸帳簿を整備の上、適正に記帳し、補助金に係る予 算執行の透明性を確保するよう、所要の是正措置を講じられたい。

(4) 高座原集落(所管部局:美里総合支所地域振興課) 財政援助の概要及び指摘事項は、次のとおりである。

ア 財政援助の概要

財政援助の内容			勺容	中山間地域等直接支払交付金の交付
交	付	目	的	中山間地域等における担い手の育成等による農業生
				産活動の維持を通じて、多面的機能の確保を図る
交付対象経費			E 費	集落協定に基づく活動経費等
交	· 付額		額	平成20年度 4,471,173円
				平成21年度 4,471,173円
				平成22年度 4,464,201円

イ 指摘事項

中山間地域等直接支払交付金実施要領第12は、市町村は、集落協定による農用地の維持管理の実施状況その他の状況を当該実施年度の翌年度の6月末日までに公表することと定めているが、第2期(平成17年度~平成21年度)の集落協定に係る実施状況を公表していなかった。このことは、三重県からの交付金の交付決定条件に反するおそれがあることのほか、交付金が貴重な公金で賄われていることを踏まえ、その実施状況について公表されたい。

(5) 藤集落 (所管部局:白山総合支所地域振興課) 財政援助の概要及び指摘事項は、次のとおりである。

ア 財政援助の概要

財政援助の内容			勺容	中山間地域等直接支払交付金の交付		
交	付	付 目 的 中山間地域等		中山間地域等における担い手の育成等による農業生		
				産活動の維持を通じて、多面的機能の確保を図る		
交付対象経費			登費	集落協定に基づく活動経費等		

交	付	額	平成20年度	1,427,076円
			平成21年度	1,427,076円
			平成22年度	1, 427, 076円

イ 指摘事項

(ア) 実施状況に係る公表について

中山間地域等直接支払交付金実施要領第12は、市町村は、集落協定による農用地の維持管理の実施状況その他の状況を当該実施年度の翌年度の6月末日までに公表することと定めているが、第2期(平成17年度~平成21年度)集落協定に係る実施状況を公表していなかった。このことは、三重県からの交付金の交付決定条件に反するおそれがあることのほか、交付金が貴重な公金で賄われていることを踏まえ、その実施状況について公表されたい。

(イ)対象農用地に係る取組について

集落協定の対象農用地について現地を確認したところ、第2期及び第3期(平成22年度~平成26年度)の各集落協定において、農用地の管理方法を「耕作」と記載している一部の対象農用地について、1年以上作物の作付けが行われていないと考えられるため、地域振興課は、集落協定の趣旨を踏まえた取組がなされるよう助言し、必要に応じて中山間地域等直接支払交付金実施要領第7に定める各種施策と連携した取組に努められたい。

(6) 白山町地域水田農業推進協議会(所管部局:白山総合支所地域振興課) 財政援助の概要及び指摘事項は、次のとおりである。

ア 財政援助の概要

財政援	助の内	勺容	津市生産調整交付金(平成20年度・平成21年度)
			及び津市水田利活用自給力向上事業交付金(平成22
			年度) の交付
交 付	目	的	津市生産調整交付金について、米の生産調整を円滑に
			実施することにより、高品質な米の生産及び価格の安
			定化を図り、津市水田利活用自給力向上事業交付金に
			ついては、水田を有効活用することにより、食料自給
			率の向上を図る
交付女	力象 経	登費	米の生産調整及び水田利活用に係る麦・大豆などの作
			付面積又は収量に応じた助成、事務等の経費

交	付	額	平成20年度	16,410,000円
			平成21年度	16,410,000円
			平成22年度	14,019,071円

イ 指摘事項

平成21年度の津市生産調整交付金について、同協議会が、ある水田の全部に大豆の作付けがあったものと確認し、その面積に応じた交付金を交付していた当該水田を現地で見たところ、農機具置き場等の施設用地としても利用されており、当該水田において作物の作付けをしていたと推測されるのは、その一部であって、当該水田の全部に大豆を作付けしたものとして交付された平成21年度の交付金は、適正とは認められないものであった。

そこで、交付金の交付に当たっては、現地における作物の作付状況 を適切に確認するよう、事務処理の在り方を見直すなど、所要の是正 措置を講じられたい。